

## 神通川流域住民健康管理支援制度のご案内

神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会との合意に基づき、三井金属鉱業株式会社が一定の要件を満たす方に健康管理費用をお支払いし健康管理を支援する「神通川流域住民健康管理支援制度」を実施しております。

三井金属鉱業株式会社  
(協力 神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会)

2018年12月1日現在

## 1. 制度の概要

### (1) 「神通川流域住民健康管理支援制度」とは

神通川流域においてかつてカドミウム汚染のあった地域に、過去の一定期間お住まいになられた方で、カドミウムによる腎機能（腎臓の近位尿細管機能）への一定以上の影響が確認された方に対し、健康管理を支援するために健康管理支援一時金をお支払いする制度です。

### (2) 制度の対象者

対象者は、以下の①～③の要件をすべて満たす方です。

#### ①居住歴の要件

昭和50年以前に20年以上、公害健康被害の補償等に関する法律に定める指定地域等(旧富山市、旧婦中町、旧大沢野町、旧八尾町の各旧市町の一部。詳細は5ページご参照)に居住していたこと

#### ②腎臓の近位尿細管機能への影響（尿検査結果）の要件

尿中の $\beta 2$ -ミクログロブリン値(クレアチニン補正值)が、5.0mg/gCr（ミリグラム/グラムクレアチニン）以上であること

#### ③カドミウムによる影響

腎臓の近位尿細管機能への影響が、カドミウムに由来するものでないとは認められないこと

### (3) 健康管理支援一時金

制度の対象の方には、一人当たり60万円をお支払いします。

(同じ方が再度支給を受けることはできません。)

## 2. 受給資格の確認

健康管理支援一時金をお支払い当たり以下の事項を確認させていただきます。

### □ 居住歴の確認

昭和50年以前に20年以上、指定地域等に居住されていたことを確認させていただきます。\*

なお、これまでに、富山県からの「神通川流域住民健康調査」の案内を受け取られたことのある方は、居住歴が確認されたものとみなし、居住歴確認の手続きを省略いたします。

\*居住歴は、三井金属鉱業株式会社（以下三井金属といいます）と神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会（以下被団協といいます）が共同で開催する「確認会議」にて確認させていただきます。

### □ 腎臓の近位尿細管機能への影響（尿検査結果）の確認

公的医療機関で尿検査を受け、尿中 $\beta_2$ -ミクログロブリン値(クレアチニン補正值)の検査結果を提出いただきます。\*

【公的医療機関】国、地方公共団体が経営する病院のほか、国公立大学の附属病院、赤十字病院、済生会病院等も含まれます。

※公的医療機関での検査費用は個人負担となります。

なお、神通川流域住民健康調査での尿検査は公的医療機関での尿検査とみなします。平成16年度以降の検査結果であれば健康管理支援一時金の申請にご利用いただけます。

\*公的医療機関でなくとも臨床検査専門業者の検査結果であればご利用できます。

### □ カドミウムによる影響について

腎臓病、糖尿病、高血圧等の既往歴に関する申告書を提出いただきます。

腎臓の近位尿細管機能への影響が、明らかにカドミウムに由来するものではないと判断される場合には、本制度の対象とはなりません。

### 3. 手続きの流れ

#### 居住歴の確認

- ・居住歴確認手続きが必要な方は、受付窓口へ居住歴確認申込書を提出願います。  
**居住歴確認申込書の様式はこちら**
- ・提出いただいた書類は、確認会議((三井金属・被団協共同で毎月開催)にて確認し、三井金属から結果を通知します。

「神通川流域住民健康調査」の案内を受取られたことのある方は、居住歴が確認されたものとみなし、居住歴確認の手続きを省略いたします。

#### 尿検査の受診

- ・医療機関での尿検査実施
- ※神通川流域住民健康調査での尿検査は、公的医療機関での尿検査とみなします。平成16年度以降の検査結果であれば健康管理支援一時金の申請に利用いただけます。
- ※公的医療機関、臨床検査専門業者での検査費用は個人負担となります。

#### 健康管理支援一時金の申請

- ・次の書類を受付窓口へ提出願います。**書類の様式はこちら**
- ①健康管理支援一時金支給申請書
  - ②β2-ミクログロブリン値(クレアチニン補正值)が5.0mg/gCr以上であることを示す尿検査の結果通知書
  - ③腎臓病,糖尿病,高血圧等の既往歴に関する申告書
- ・提出いただいた書類は、確認会議にて確認いたします。

#### 健康管理支援一時金の支払

- ・確認会議にて受給資格の確認ができた方には、ご指定の口座に三井金属から振り込む方法により、健康管理支援一時金をお支払いたします。

## 《神通川流域の公害健康被害の補償等に関する法律に定める指定地域等》

旧富山市	有沢、羽根、萩原、塚原、西荒屋、才覚寺、経田、友杉、秋ヶ島、任海、栗山、新保、吉倉、南中田、惣在寺、鶴島、福居、押上、八日町
旧婦中町	広田、浜ノ子、中島、東余川、田屋、地角、新屋、横野、成子、中名、道場、下井沢、清水島、堀、道喜島、十五丁、為成新、青島、萩島、持田、ねむの木団地、添島、蔵島、上轡田、下轡田、塚原、分田、鶴坂、羽根新、田島、上田島、東本郷、西本郷、宮ヶ島、下坂倉、麦島、袋、板倉、増田、速星、安田、小泉、下下条、上下条、下友坂、川口、笹倉、砂子田
旧大沢野町	牛ヶ増、笹津、春日長走、下夕林、西大沢、高内、稲代、八木山、上大久保、長附、上二杉、加納、西塩野、岩木、岩木新、葛原、下大久保、合田、新村、東大久保、中大久保、塩、神通 (幸町、栄町、北新町、東新町、南花園町、泉町、若草町、東ヶ丘、下大久保新町、大久保新町、緑町を含みます。)
旧八尾町	西神通、中神通、城生

## 《問合せ・居住歴確認申込書、健康管理支援一時金受付窓口》

(電話受付時間: 平日の午前9時から午後4時)

1. 三井金属鉱業株式会社 総務部  
〒141-8584  
東京都品川区大崎一丁目11番1号 ゲートシティ大崎ウエストタワー19階  
TEL 03-5437-8099 FAX 03-5437-8045 e-mail mms\_soumu@mitsui-kinzoku.com
2. 神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会  
〒939-2723  
富山県富山市婦中町萩島684 (清流会館内)  
TEL 076-465-4811 FAX 076-465-4814 e-mail idsa@cap.ocn.ne.jp